

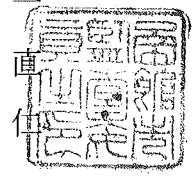


函館市監査公表第26号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年8月19日

函館市監査委員 山 田 潤
函館市監査委員 植 松
函館市監査委員 吉 田 崇
函館市監査委員 阿 部 善



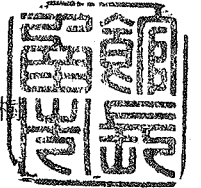


函 観 企
平成28年8月4日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

| | | | |
|---|------------------------------|-----|------------|
| 部 局 名 | 観光部 | | |
| 監 査 の 種 類 | 定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（行政監査） | | |
| 監査等実施期間 | 平成27年8月4日～平成28年3月25日 | 講評日 | 平成28年3月29日 |
| 調査対象事項名 | | | |
| 指摘事項, 意見・要望事項 | | | |
| 刊行物とホームページとの連携において、ホームページ上で公開する大きなサイズのファイルデータについては、データの分割やサイズの縮小等を行うことが適当である。 | | | |
| 措置内容, 対応・考え方 | | | |
| 上記に該当する函館要塞跡散策マップについては、掲載データを分割することで、データサイズの縮小を図りました。 今後は、ホームページ掲載データのサイズが大きいものについては、データの分割やサイズの縮小等を行うなどして、利用者の利便性向上に努めてまいります。 | | | |